

阿賀野市告示第176号

阿賀野市請負契約に係る中間前払金に関する取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和7年8月25日

阿賀野市長 加藤 博幸

阿賀野市請負契約に係る中間前払金に関する取扱要領の一部を改正する要領
阿賀野市請負契約に係る中間前払金に関する取扱要領（平成20年阿賀野市告示第159号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項の保証証書は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、阿賀野市が認める方法を利用した場合を含むものとする。

附 則

この告示は、令和7年8月25日から施行する。